

鳥羽市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、予算の範囲内で鳥羽市太陽光発電設備等設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、鳥羽市補助金等交付規則（昭和49年鳥羽市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 この要綱において、補助の対象となる太陽光発電設備等（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 太陽光発電設備 次に掲げる要件の全てを満たすもの

- ア 商用化され、導入実績があるものであること。
- イ 中古設備ではないこと。
- ウ リース設備ではないこと。
- エ 増設設備でないこと。
- オ 買替設備でないこと。

(2) 蓄電池 次に掲げる要件の全てを満たすもの

- ア 前号に掲げる太陽光発電設備と同時に設置する付帯設備であること。
- イ 商用化され、導入実績があるものであること。
- ウ 中古設備ではないこと。
- エ リース設備ではないこと。
- オ 増設設備でないこと。
- カ 買替設備でないこと。
- キ 太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- ク 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ケ 定置用であること。
- コ 工事費を含む蓄電池の価格（消費税を含まない価格とする。）が1kW

h 当たり155,000円以下であること。

サ 別表の仕様を満たすものであること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象設備の購入費用及び設置に係る工事費用(税抜き)とする。

(補助対象者)

第4条 市長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 市内で自ら所有し、かつ、居住する住宅の屋根に新たに太陽光発電設備の設置を行う個人又は市内に自らが居住する目的で補助対象設備が設置された新築の住宅を取得した個人であること。
- (2) 前号に掲げる住宅の所在地を住所地として、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が当該住所地にある者であること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 補助対象設備について、国や県から他の補助等を受けて事業を実施しない者であること。
- (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者であること。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わない者であること。
- (7) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。)を遵守できる者であること。
- (8) 発電した電力量の30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費する者であること。
- (9) 補助対象設備の設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量にひもづく環境価値を需要家に帰属させることができる者であ

ること。

(10) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わない者であること。

(11) 鳥羽市暴力団排除条例（平成23年鳥羽市条例第6号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

（補助金額等）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該額号に定める額とする。

(1) 太陽光発電設備 発電出力（kW表示の小数点以下切捨て）に1kW当たり7万円を乗じた額（千円未満切捨て）とし、10kWを限度とする。

(2) 蓄電池 工事費を含む蓄電池の価格（消費税を含まない価格とする。）の3分の1の額（千円未満切捨て）とする。ただし、10kWhを限度とする。

2 補助金を交付することができる回数は、補助金の交付を受けようとする者1人あたり、住宅1戸につき1回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定による補助金の交付申請として、鳥羽市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し

(2) 補助対象設備の設置場所及びその付近の見取図

(3) 補助対象設備の仕様書

(4) 委任状（事務等代行者へ委任する場合に限る。）

(5) 誓約書

(6) 補助対象設備で発電する電力消費量計画書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、規則第5条に規定する補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認められたときは、鳥羽市太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書（様式第2号）により、その理由を付して当該申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた後に、当該事業内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは取下しようとするときは、規則第7条に規定する事業変更承認申請書（規則様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更を生じない計画の変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を適当と認めたときは、規則第7条に規定する事業変更承認通知書（規則様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（状況報告及び検査）

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付決定を受けた者に対して、事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

（実績報告書）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、規則第10条の規定による実績報告として、鳥羽市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第3号）を提出するものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- （1） 補助対象設備の設置に係る契約書及び領収書の写し
- （2） 補助対象設備の保証書の写し
- （3） 電力会社との接続契約書及び売（買）電契約書等の写し
- （4） 補助対象設備の設置状況を把握できる写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第12条に規定する補助金交付確定通知書（規則様式第8号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、規則第13条に規定する補助金等交付請求書（規則様式第9号）により、請求するものとする。

(財産処分等の制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金により取得した補助対象設備（取得価格が50万円未満の太陽光発電設備を除く。）を法定耐用年数の期間内において、市長の承認を受けずに、その対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する（以下「財産処分等」という。）ときは、あらかじめ鳥羽市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により補助対象設備を財産処分等する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、鳥羽市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

(補助金の再確定)

第14条 補助金の交付を受けた者は、第11条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長

に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第10条に準じて提出するものとする。

- 2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第11条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。
- 3 市長は、補助金の交付を受けた者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

- 2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(自家消費割合の報告)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間を対象とした鳥羽市太陽光発電設備等設置費補助金自家消費割合報告書(様式第6号。以下「自家消費割合報告書」という。)を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による報告の期限は、報告の対象となる各年度の翌年度の7月31

日とする。

- 3 自家消費割合報告書には、同様式において定める書類を添付しなければならない。

(現地調査等)

第17条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

- 2 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の保管)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る関係書類を整備して、補助事業を完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して補助対象設備に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間を経過するまで保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施工期日)

- 1 この告示は、令和6年7月1日から施行する。

(鳥羽市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 鳥羽市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱（平成21年告示第53号）は、廃止する。

別表（第2条関係）

(1) 蓄電池パッケージ

蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※ 初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

(2) 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

ア 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

イ 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

ウ 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

る。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

エ 保有期間

補助金の交付を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起がなされていること。

オ 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

カ アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

(3) 蓄電池部安全基準

「J I S C 8715-2」の規格を満足すること。

(4) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

「J I S C 4412」の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める「J I S C 4412」適用の猶予期間中は、「J I S C 4412-1」若しくは「J I S C 4412-2」※の規格も可とする。

※ 「J I S C 4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

(5) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

(6) 保証期間メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※ 蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※ JEM規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。